

令和7年度秋田県地域福祉行政懇談会 報告書



令和7年8月22日（金）、秋田市において、秋田県健康福祉部及び秋田県教育庁幼保推進課と秋田県地域福祉推進委員会委員による行政懇談会が開催されました。

今回が3回目の開催となり、3件の政策要望と3件の協議テーマに基づく政策協議が行われました。

要望と協議テーマ、県からの回答及び委員との意見交換の内容を以下にまとめました。

要望－1

民生委員・児童委員活動への協力促進と定数基準等の整理について

秋田県民生児童委員協議会

《要望内容》

- (1) 知事の立場から、県内の自治体を含む企業、法人等に対し、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の担い手確保に対する協力及び社員・職員等が民生委員に就任することへの理解と、就労しながら民生委員活動（住民への相談支援や定例会・研修会への出席等）を行う場合の有給休暇・職務免除等の配慮を求めているよう要望します。

また、同様に県内市町村長からも自治体内の企業等に対して協力を求めているよう別途要望しますが、県としても御理解と御支援をお願いします。

- (2) 令和10年改選を見据え、今年の一斉改選後の状況について、県主導により迅速に各市町村の実情把握、委員からの意見聴取・集約を行うとともに、それを踏まえた定数基準及び選任基準や候補者の効果的な選出方法について抜本的な観点から整理していただくよう要望します。

《要望内容の背景》

- 近年の様々な社会状況の変化に伴い、地域住民を取り巻く課題が複雑化・深刻化する中、民生委員は地域住民の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役として尽力しています。
- しかしながら、令和4年12月の民生委員の一斉改選時には県内で253名の欠員が生じており、改選のたびに増加する傾向にあるほか、民生委員の年齢についても高齢化の傾向が続いています。（＊1－1）
- その大きな要因として、人口減少・少子高齢化の進行に加えて、定年延長等の働き方の変化が挙げられます。今後、民生委員の担い手を安定的に確保していくためには、就労との両立をしやすいとする取組が不可欠です。
- 定数基準や選出方法の整理を行うことにより、より実態に即した委員配置を行うとともに、後任候補者の選出に苦慮している自治体や現任委員の負担を軽減する観点から、本県においても、各市町村の実情を踏まえた柔軟かつ抜本的な対応が必要です。（＊1－2、＊1－3）

＊1－1 本県における一斉改選時の民生委員充足率

一斉改選年	充足率	欠員状況	平均年齢
平成25年12月	96.4%	11市町村で122名	64.6歳
平成28年12月	96.0%	15市町村で137名	65.7歳
令和元年12月	95.0%	19市町村で169名	66.8歳
令和4年12月	92.5%	19市町村で253名	67.3歳

秋田県民生児童委員協議会調べ

事 務 連 絡
令和6年12月19日

都道府県
各 指定都市 民生委員・児童委員主管課 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について

次期民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選については、令和7年12月1日に行うこととしていますが、当該一斉改選に向け、下記の点にご留意いただき、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条に規定する厚生労働大臣の定める基準については、「民生委員・児童委員の定数基準について」(平成25年7月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定める基準を参酌すること。
なお、今般の一斉改選に際して当該基準の変更はないこと。
2. 民生委員及び主任児童委員の活動に支障が生じることのないよう、**定数を設定するに当たっては、管内人口や面積、移動に要する時間や距離を含む地理的条件、世帯数の増減及び世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対する住民視点に立った活動が適切に行われるよう地域の実情を踏まえたものとする**こと。
3. 平成26年4月1日より、民生委員の定数は都道府県、指定都市又は中核市の条例により定めるものとされていることから、定数の設定に当たっては、管内市区町村の意見を聴取した上で、必要な手続を行うこと。
また、その際、民生委員の活動実態や活動環境を的確に反映する観点から、併せて、民生委員協議会等当事者の意見を聴取するよう努めること。
4. 民生委員法第5条に規定する民生委員推薦会の設置に当たっては、多様な委員構成の確保に努めること。併せて、「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年7月8日付け改正厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定める地域の実態により精通している推薦準備会を必要に応じて有効活用すること。
5. 民生委員の推薦に当たっては、地域によっては自治会等の地縁組織による推薦が困難な場合もあることから、**社会福祉協議会を始めとした地域に根ざした社会福祉事業を営む法人など、多様な推薦母体やボランティア活動に従事する地域住民に候補者推薦の働きかけを行うなど、行政機関としても推薦プロセスの過程において、主体的に関与する**こと。
6. 年齢要件については、「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年2月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)等において、
 - ・ 民生委員については、75歳未満の者を選任するよう努めること
 - ・ 主任児童委員については、55歳未満の者を選出するよう努めることを定めているが、併せて地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能である旨を定めているので、民生委員や主任児童委員の選任に当たって、この年齢要件により難しい場合には、年齢要件によらず、人格識見や活動時間の確保可能性等を勘案して、選任することも可能であること。

雇児発 0708 第 9 号
社援発 0708 第 7 号
平成 25 年 7 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長

民生委員・児童委員の定数基準について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号）により、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市（（下「都道府県等」という。）は条例でこの基準を定めることとされた。

ついては、民生委員法第 4 条の厚生労働大臣の定める基準を下記のとおり定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとされたので、この基準を参酌して、同 3 条の区域ごとに、都道府県等で条例を定められたい。

おって、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号、社援発第 1145 号本職通知）は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による。

記

民生委員法第 4 条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は次の 1 の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聞いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2 を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

（民生委員法第 4 条第 1 項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準）

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

- (注) 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口とする。
- 2 市区町村の廃置分合又は協会変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口とする。

(主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準)

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

- (注) 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))

《県（市町村）内法人代表者》 様

秋田県知事（〇〇市町村長） 〇〇 〇〇

秋田県（〇〇市町村）民生（委員）児童委員協議会 会長 〇〇 〇〇

民生委員・児童委員の就任及び活動に対する支援・協力について（依頼）

（時節の挨拶）

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として地域の多様な相談に応じ、その解決に向けて取り組んでいます。近年、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方の生活課題や孤独・孤立の問題、ひきこもり、ヤングケアラーの課題など、住民一人一人を取り巻く環境の変化は著しく、複雑かつ多様化しています。その中で、民生委員・児童委員による見守りや相談支援の重要性は一層増えています。

現在、本県（市町村）では〇〇名の民生委員・児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受け、活動をしています。また、12月1日付けの一斉改選では、このうち、〇割以上が交代し、〇〇名が新たに民生委員・児童委員としての活動を開始される予定です。就労と両立して活動される方も多く、引き続き、貴社の御協力・御支援を賜りたく存じます。

つきましては、貴職におかれましては、民生委員・児童委員に就任を希望する従業員が貴社におられる際には、特段の御高配を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

また、就任された方が、住民に対する相談支援や、関連の会議・研修への出席等の活動を行う際には、休暇の付与や職務の免除等、職場としての御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

本県（市町村）及び本会としましても、住民一人一人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、民生委員・児童委員の活動に御賛同いただき、地域福祉全般の円滑な推進に引き続き御支援、御協力を賜れますと幸いです。

【参考】根拠法令（抜粋）

民生委員法

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

厚生労働省 令和5年度 社会福祉推進事業

「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」より引用・一部改変

要望が2点ありましたが、いずれについても、私どもとしても全く共感するところです。

1点目については、現在の担い手確保がなかなか難しい環境の中では、就労しながら活動できる環境整備というのが非常に重要になると考えており、民生委員活動と就労との両立という点について私どもも全く同じ課題認識を持っています。



要望にある通り、職場において委員活動への理解をいただくことについて、まず第一段階として商工三団体である県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会への働きかけを行うのは当然として、御提案いただいたような知事からのメッセージの発出についても、今後調整をさせていただき、効果的な方法を検討させていただければと思います。

例えば県の場合は、職員が地域活動をする場合はボランティア休暇という制度がありますが、そういった制度の整備が民間企業にとって不十分な状況があれば、具体的に働きかけていく必要がありますし、制度だけでなく職場や上司の理解が非常に大事だと思いますので、そうした面でも県としてできることをぜひ考えたいと思います。

2点目についても、私どもも全く同様に課題として認識しております。今年はちょうど斉改選の時期であり、12月1日をもって委員全員が改選となります。それに向けて、昨年度のうちに各市町村から定数の要望をいただき、その要望をもとに2月議会に定数条例を提出し、既に議決されているという状況です。

今は、各市町村から民生委員の候補者を受け付けている段階で、スケジュール上は一旦8月末に締め切りということになっていますが、おそらく定数にはなかなか満たないという状況が今から予想されていますので、締め切りに関わらず、県としても市町村の方に働きかけ、少しでも定数に近づくように今後動いていくことになると思います。

定数基準、選任基準、選出方法に関する御提案をいただいておりますが、定数基準については、国の方から世帯数に応じて何名というように具体的に示されてはいるものの、資料のとおりあくまでも参酌基準であり、必ずしもそれに縛られるものではありません。もしこの点に各市町村の方で何か思い違いや現場の民生委員との意見相違などがあれば、県としても助言させていただく余地があると思います。

また、先ほども説明したように、各市町村から定数の要望を取りまとめるのがまず最初になるわけですが、今回の改選での定数の変動は、25市町村のうち、大館市で2名増、藤里町で1名減、合計して全県で1名の増ということで、前回改選時とほぼ同じ状況です。ここ何回かの改選の状況を見ても、ほとんど定数が増減していません。

市町村から定数の要望をいただいたときの県の関わり方として、例えば今回の大館市や藤里町のように増減があった場合はその理由や状況を確認することはありますが、前回と同じ定数の要望だった場合は、県としてはあまり関与せずにそのまま条例化してしまうというのが実態でした。

そうしたことから、今回ご要望にあったとおり、次回の令和10年の改選に向けては、そのあたりにもう少し県としても関与し、市町村のほうで十分検討した上で出された定数要望であることを前提としつつも、県なりに助言を行ったり、相談に乗ったりというところに、

もっと力を入れていきたいと考えています。

私どもとしても非常に大きな課題だと思っていますので、その際は皆様のご意見なども伺いながら、より良い方向に進めるように考えていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い致します。

要望－２

災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定の締結等について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

《要望内容》

市町村と当該市町村社会福祉協議会との発災時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定締結の更なる促進のため、地域福祉推進委員会から未締結の市町村に対して協定を締結するよう要望を行うとともに、締結済みの市町村についても災害救助法改正等に応じた更新を行うよう要望することとしています。

つきましては、県からも市町村に対し協定締結について働きかけていただくとともに、法改正等に応じた協定の更新について市町村にご助言くださるようお願い致します。

また、災害救助法の対象経費として「福祉」が明確に位置付けられたものの、同法の対象外となる費目等については、これまでも協議のうえ必要に応じて行政による経費負担をいただいているところであり、今後も災害の規模等を勘案のうえ、引き続き柔軟な対応をいただけるようお願い致します。

《要望内容の背景》

- 災害ボランティアセンターは自治体の要請に基づき設置・運営されますが、発災時の迅速な災害ボランティア支援やその後のスムーズな災害福祉支援などを可能とするためには、経費負担や発災時・復旧期・生活再建期のそれぞれのフェイズにおける各関係機関の役割分担などについてあらかじめ整理したうえで協定を締結しておくことが重要です。
- 秋田県社会福祉協議会が行った調査によると、令和7年5月31日現在、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市町村と締結していると回答した市町村社会福祉協議会は16か所と、前年度からは大幅に増加したものの、まだ全体の6割にとどまっています。（＊2）
- このほど、災害救助法等の改正により、「福祉サービスの提供」が正式に法制度の中に位置づけられることとなり、社会福祉協議会職員（応援職員を含む）が行う災害ボランティアセンターの運営支援についても災害救助費、救助事務費の対象となる旨内閣府から示されていますが、運営に係る各種費用（消耗品費、器具什器費、保険料、警備委託費等）等の財政面の手当ては明確になっていません。

* 2 社会福祉協議会 災害協定締結状況一覧

No.	社協名	行政(市町村)					ライオンズ クラブ	青年 会議所	ローター クラブ	その他
		済	締結日	調整 中	今後 調整	未定				
1	秋田市社会福祉協議会					○				
2	能代市社会福祉協議会	○	R5.3.1							
3	横手市社会福祉協議会				○					
4	大館市社会福祉協議会			○						
5	男鹿市社会福祉協議会	○	R7.3.26							
6	湯沢市社会福祉協議会	○	R7.2.20							
7	鹿角市社会福祉協議会	○	R4.8.4							
8	由利本荘市社会福祉協議会	○	R6.10.1							
9	潟上市社会福祉協議会	○	R7.4.22							
10	大仙市社会福祉協議会	○	R4.3.17						R3.11.11	
11	北秋田市社会福祉協議会	○	R7.5.2							事前登録制
12	にかほ市社会福祉協議会	○	R6.2.19							
13	仙北市社会福祉協議会	○	R4.1.28							金融機関、建設業者など 22 企業、3 団体が協力団体として登録済み（人員派遣、サービスの割引、炊き出し）
14	小坂町社会福祉協議会	○	R3.9.27							
15	上小阿仁村社会福祉協議会				○					
16	藤里町社会福祉協議会	○	R5.9.12							
17	三種町社会福祉協議会	○	R5.6.1							
18	八峰町社会福祉協議会			○						
19	五城目町社会福祉協議会	○	R3.12.23							秋田中部地区郵便局長会（人員派遣、資材提供）
20	八郎潟町社会福祉協議会				○					
21	井川町社会福祉協議会	○	R7.4.1							
22	大潟村社会福祉協議会					○				
23	美郷町社会福祉協議会	○	R4.9.26							
24	羽後町社会福祉協議会				○					
25	東成瀬村社会福祉協議会					○				
締結社協数		16		2	4	3	0	0	1	

No.	社協名	行政(県)					ライオンズ クラブ	青年会 議所	ローター クラブ	その他
		済	締結日	調整 中	今後 調整	未定				
	秋田県社会福祉協議会	○	R6.7.18				R2.4.15	R4.3.7		北海道・東北ブロック道県・指定都市社協（人員派遣、資機材提供）

秋田県社会福祉協議会調べ 令和 7 年 5 月 3 1 日現在

昨年度は、県と市町村の協働政策会議、消防本部防災担当課長会議の場で、災害ボランティアセンターの設置と運営に関する協定の締結をぜひ進めてほしいということを、県の方から依頼しています。

消防本部防災担当課長会議は今年度も予定されていますし、そのほか市町村担当部局が集まる様々な機会を活用してこの協定締結について強くお願いをしていきたいと考えています。

災害ボランティア活動に関する費用負担について不明瞭な部分があることは長い間課題とされてきましたが、令和2年度の内閣府の通知により、災害ボランティアセンターの運営に関わる社協職員の時間外手当と、被災地外の社協から応援に駆けつける職員の旅費については災害救助法の負担対象として明確にされているところです。

今回の災害救助法の改正により、福祉サービスの提供が対象費用として位置づけられましたが、これによりDWA Tの活動と費用負担が明瞭になったという効果はあると認識しています。一方、災害ボランティアセンターについては、先ほど挙げた人件費と旅費を除いた消耗品費等の諸費用は、要望書のとおり未だ明瞭になっていない状況です。

そういった中で、市町村の財政事情等もありますので、県として費用負担の割合まで踏み込んでお願いするというのはなかなか難しい状況ではありますが、協定の締結により、当事者どうしで協議してルール化することをぜひ進めていただきたいところです。協定の締結については今後も強く市町村に依頼をして、何とか25市町村全てで締結される日が到来するように取り組んでまいりたいと考えております。

要望－3

全ての子どもが平等に保育を受けるための市町村格差の是正と 保育提供体制の維持について

秋田県保育協議会

《要望内容》

- (1) 障害児保育における保育士加配に対する補助など、各市町村の裁量で行われる事業については、高い水準の自治体に合わせられるよう県内市町村への情報提供や情報共有を行っていただくほか、市町村間で著しい格差が生じている場合には、資金面も含めて県が必要な支援を講じていただくよう要望します。
- (2) 各市町村に対しては、人口減少地域においても住民が安心して子どもを産み育てることができる環境を担保するため、市町村が責任を持って地域の保育所と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備、保育・教育施設の維持等に積極的に取り組んでいただくよう要望を行うこととしており、県としても御理解と御支援をお願いします。

《要望内容の背景》

- 県が実施した「令和6年度保育施設・保育士等実態調査」によると、障害児を受け入れるに当たり、保育に望ましいと考える配置人数について「子ども一人に対して職員を一人」と回答した施設は84.1％となっています。
- 同様に、加配職員に対する市町村からの支援が「十分ではない」との回答が74.6％で、うちその理由を「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」との回答が83.3％と非常に高くなっています。
- また、自治体によって、子ども一人当たりの補助金額に大きな開きが見られるなど、同じ秋田県に生まれたにも関わらず、自治体によって受けられるサービスに格差があります。
- 何年か要望活動を行う中で、首長の考え方ひとつで何らかの対応をしていただけた自治体もありますが、どうしても小規模な自治体では厳しい面があると考えられることから、そうした自治体に対しては県としての支援が求められます。

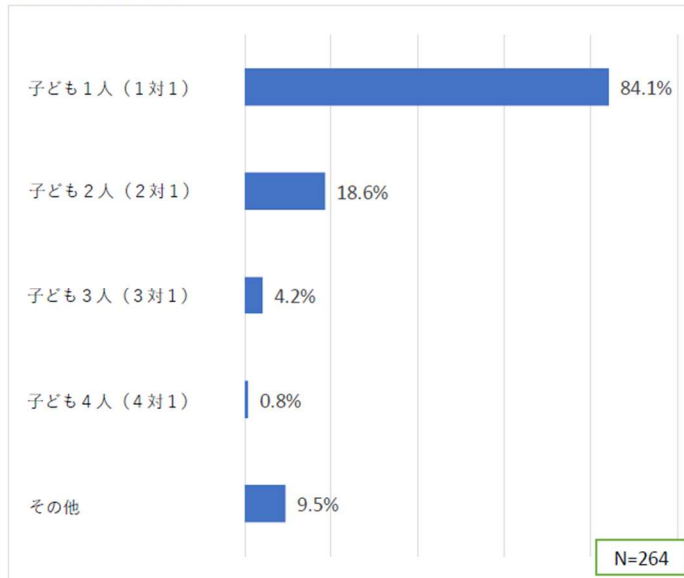
* 3 障害児保育における保育士の加配についての調査結果

< 保育施設の調査結果から >

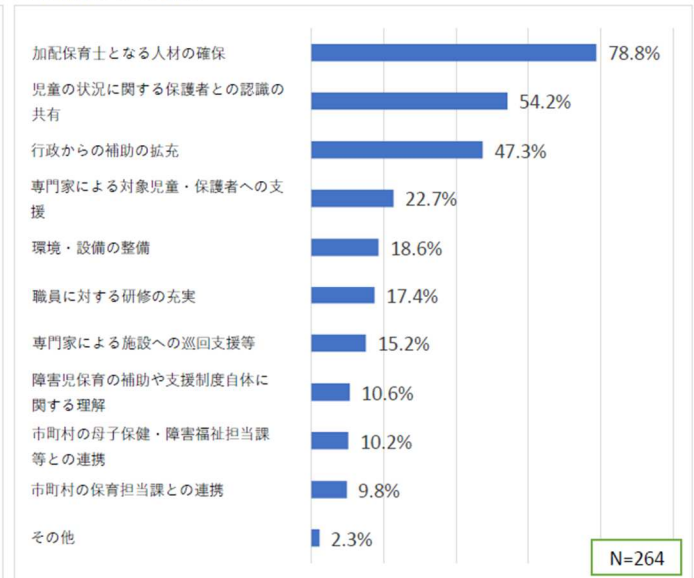
⑨ 望ましい配置人数と障害児保育の課題

○障害児を受け入れるに当たり、保育に望ましいと考える配置人数を子ども1人に対して職員を1人と回答した施設は84.1%（222施設）に上っている。障害児の受入を円滑に進める上での課題については、「加配保育士となる人材確保」と回答した施設が78.8%（208施設）に上り、次いで「児童の状況に関する保護者との認識の共有」が54.2%（143施設）、「行政からの補助の拡充」が47.3%（125施設）となっている。

● 望ましい配置人数



● 障害児受入れの課題

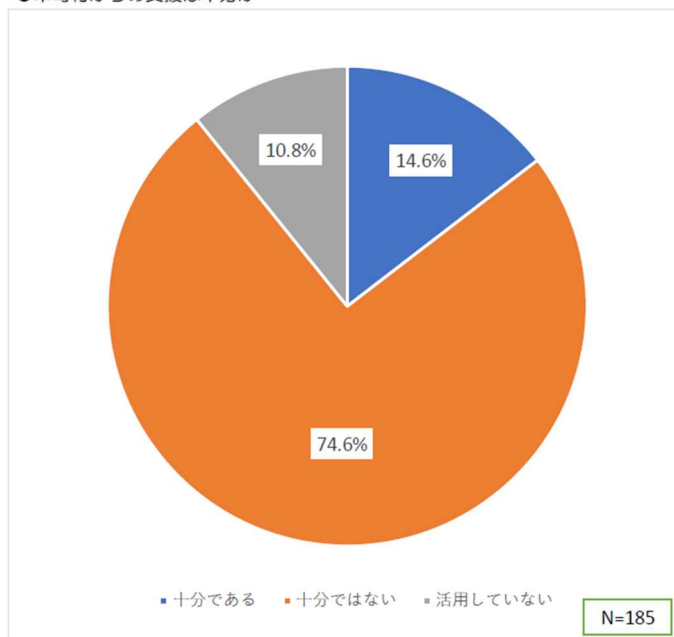


< 保育施設の調査結果から >

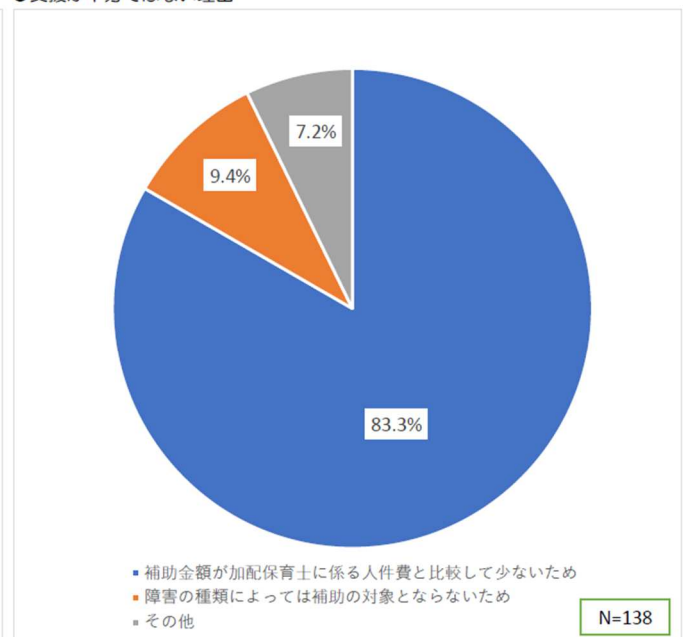
⑩ 市町村における補助の水準

○加配職員に対する市町村からの支援について、「十分ではない」と回答した施設が74.6%（138施設）を占めており、その理由として「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」と回答した施設が83.3%（115施設）に達している。

● 市町村からの支援は十分か



● 支援が十分ではない理由



秋田県幼保推進課「令和6年度保育施設・保育士等実態調査調査結果の概要」より

1つ目の障害児保育に関する要望に関しては、県保育協議会単独でも6月に知事に要望があり、教育長も同席の上、要望を受けています。

障害児については、手帳等を所持しているお子さんのほか、発達障害や、その他支援を要するいわゆる「気になる子」というようなお子さんを合わせて、500人を超えるお子さんが保育所や幼保連携型認定こども園等を利用されています。



そうしたお子さんのために保育士等を加配している場合に、市町村が補助する制度を設けているもので、障害児保育に要する経費は国が市町村に対して地方交付税措置をしています。

これを受け、市町村ではそれぞれ独自の補助制度を設けていますが、私立の保育所、認定こども園等のある14市町村において独自の補助制度があります。

県が昨年度実施した保育施設・保育士等実態調査の中で、保育施設のほかに市町村を対象にしたアンケートも行っており、その中で補助制度の実態を調査したところ、どういったお子さんを補助の対象とするかといった補助要件や、補助金額等に市町村間のばらつきがある状況が分かりました。そうした中で、保育施設においては、限られた人員の中で工夫しながら、それぞれの子どもの状況に応じてきめ細かな保育をしていただいております、大変感謝しています。

そのような市町村の状況の一覧も実態調査結果に載せており、保育施設、保育団体、市町村と共有し、県のホームページ「美の国あきたネット」にも掲載し、公表しています。補助のあり方について調査結果を共有したことにより、補助内容を見直して改善したところが4市町ありましたので、県としては情報を共有して他の市町村の状況を知るといのは大変有意義であると思っています。

今回の資料にも載せていただいたようなデータのほか、その他の自由記載欄等でもいろいろな意見をいただいております、来週8月28日に県と市町村で担当者会議を開催することとしていることから、その場で現在の市町村の補助の状況、施設の困っていることなどについて市町村とともに改めて共有、再確認し、市町村に対しては支援が足りているかどうかについての十分な検証と、必要に応じた見直しなどを呼びかけていきたいと思っています。

また、県として何らかの支援ができないかということについても意見交換をしながら、それぞれ保育施設の実態、現場の状況等を見させていただくなど現場の声を聞くとともに、現在都道府県独自の補助制度等について情報収集を行っているところであり、その内容も研究しながら、市町村と連携して県としての支援のあり方を考えていきたいと思っています。

2点目について、地域で保育を提供する保育所、それから認定子ども園などは、小中学校と同じように地域を維持していく上で欠かせない社会インフラの一つとしての役割を担っているほか、地域の子育て支援の拠点としての役割も担っていただいております、持続可能な形で地域においてその役割を果たしていくためには、保育の提供に加えて、在園児の保護者への支援、在園児以外の在宅で子育てをしている地域の保護者の支援などでもできるような体制づくりに取り組んでいく必要があると認識しております。

県内においては、出生数の減少が、保育の提供だけでなく自治体内の地域や自治体そのものの存続に深刻な影響を与えており、定員割れなどにより施設の運営が困難になって統廃合

する保育・教育施設が出てきています。この傾向は今後も一定程度進むことを見込んでいるところです。

各市町村においては、将来を見据えた保育提供体制について地域の出生数の見込みなどを立て、関係者の意見なども踏まえながら検討し、市町村の子ども・子育て支援事業計画に反映しているものと考えますが、県としては、市町村が保育提供体制の計画的な整備や保育・教育施設の維持等に取り組むことができるように引き続き情報提供に努めるとともに、市町村からの相談等に対応していきたいと考えています。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長



今のご回答の中で、1点目についてこれから市町村の方に検証や見直しの呼びかけをしていくという趣旨の発言がありましたが、調査結果を提示することで4市町での改善が実現したというのはすごいことだと思います。

また、働きかけの際には、要望の中にある資金面も含めてというところも排除されるものではないと考えてよろしいでしょうか。

幼保推進課 加藤課長

現在の地方交付税で算定される額は、障害児2人につき保育士1人を加配している場合を想定して、金額でいうと約160万円となっています。秋田県の保育士さんの賞与等を除いた基本的な給料は約280万円ですので、この補助制度における交付税の算定額と実際の人件費を比べると足りていないという実態があります。

市町村では、交付税の算定額を見ながら補助額を決定していますが、実際に支払われている給料には足りていない市町村が多い中で、実際にそれより上乗せして補助している市町村もありますので、そういった情報を提供しながら、現場の声も聞いて考えていただきたいというような呼びかけをしていきたいと思っています。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

鈴木県政になってこれからまた総合政策で変わっていくところもあると思いますし、とりわけ少子化対策のところで、子どもたちをどのように保育していくか、特に障害のあるお子さんたちも含めて、ノーマライゼーションの観点からみんな同じように保育していくために必要な取組に対し、県がどのような形で関われるかというあたりも、ぜひ今後のアジェンダにしていいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地域活動活性化に向けた施策展開と活動者への支援について**秋田県民生児童委員協議会・市町村社会福祉協議会連絡協議会****《協議テーマ》**

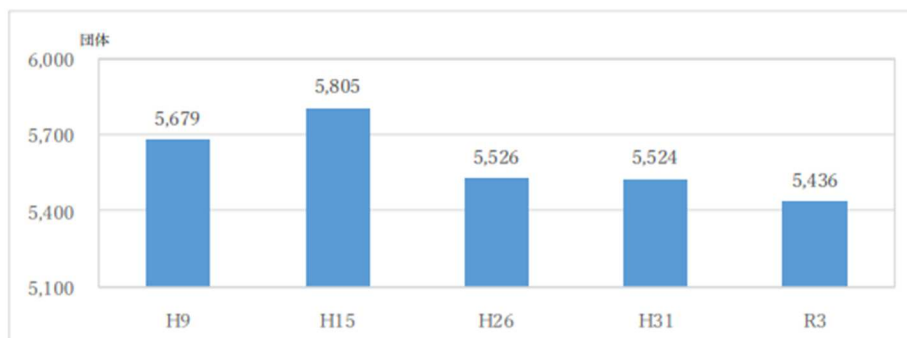
少子高齢化、人口減少が著しい本県において、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）や、町内会・自治会、老人クラブ等の互助組織など、これまで地域を支えてきた活動者が減少の一途をたどり、担い手の確保が年々困難となっています。

この構造的な課題を解決するためには、県内における重層的支援体制整備事業への取組を一層加速化させて地域共生社会の早期実現を図りつつ、関係機関が地域の活動者を支援していく体制整備が重要と考えますが、県としては地域活動の活性化と担い手の確保、活動者の支援について、将来的なグランドデザインをどのように考えるかお聞かせください。

《協議テーマの背景》

- 地域で民生委員と連携・協働しながら、防災や見守りなどに重要な役割を果たしてきた町内会・自治会、老人クラブ等の互助組織において、住民同士のつながりの希薄化や担い手の不足などによる解散や規模縮小が相次いでいます。（† 1－1、† 1－2）
- このため、「支える側」「支えられる側」といった従来の枠組みを超え、地域の福祉施設や学校等の教育施設、企業法人、学生等の若年層などを巻き込んだ地域活動の活性化と、新たな活動者の確保が喫緊の課題となっています。
- また、地域での居場所づくり等の活動を円滑に行うためには、福祉分野だけにとどまらない、様々な公共施設の柔軟な利用ができるよう、行政の理解が不可欠です。
- 一方、地域活動者の高齢化が進む中で、それらの方々に対する関係機関の支援体制も重要となります。市町村の積極的な実施が期待される重層的支援体制整備事業は県内11市町村で実施していますが、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が中核を担い、多機関連携による支援体制の強化が求められます。（† 1－3）
- 秋田県は、第3期秋田県地域福祉支援計画において、地域における福祉活動の人材養成に関連する各種の施策を展開することとしています。（† 1－4）
- 地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者に対して、業務の中で高齢者と接する機会のある新聞、配達、配食サービスなどの業種が協力して見守り活動を行う協定を締結し、民生委員や町内会等が行う見守り等の負担軽減を図ろうとする取組の事例があります。（† 1－5）

† 1－1 秋田県の自治会等の総数の推移



出典：総務省「地域コミュニティに関する調査研究等」

† 1－2 本県における老人クラブの状況

1. 現在の会員数（無回答を除く）

区分	男(割合)	女(割合)	全体割合
65歳未満	1.4%	1.3%	2.6%
65～69歳	4.6%	4.0%	8.6%
70～74歳	10.1%	10.2%	20.3%
75～79歳	10.2%	13.5%	23.8%
80歳以上	16.5%	28.2%	44.7%
合 計	42.9%	57.1%	100%

4. あなたのクラブではどのような活動を行っていますか

①地域活動

活 動 項 目	クラブ数	割合
1 清掃・美化運動	827	89.1%
2 一円ポスト募金等募金活動の実施と協力	692	74.5%
3 友愛訪問・声かけ運動	642	69.1%
4 施設等の管理	204	21.9%
5 防火・防災運動	181	19.5%
6 おむつ・雑巾など手づくり品の寄贈	145	15.6%
7 郷土芸能・民芸などの伝承活動	130	14.0%
8 三世代交流などの世代間交流	100	10.7%
9 施設慰問	75	8.0%
10 廃品回収	61	6.5%
11 農作物などの生産活動	43	4.6%
12 金銭や古切手などの寄付	3	0.3%
13 その他〔以下〕	173	18.6%
子供の見守り、交通安全運動、町内行事、花壇・花植え、サロン活動 しめ縄作り、除雪作業、スポーツ交流、他		

公益財団法人秋田県老人クラブ連合会「令和4年度単位老人クラブ実態調査報告書」より

† 1－3 本県における重層的支援体制整備事業の実施状況（令和6年10月現在）

事業実施	11市町村	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、井川町、大潟村
移行準備事業	2町	五城目町、羽後町

厚生労働省調べ

第 5 章 支援施策の展開（3 - 2）

④地域における福祉活動の人材養成

- 地域における福祉活動の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。
 - 地域の課題やニーズの把握、支え合いのネットワークづくりを推進する生活支援コーディネーターの設置
 - 社会福祉協議会、地域包括支援センター等において包括的な相談支援等を行うコミュニティソーシャルワーカーの養成
 - 地域において支援を要する住民の見守りや声かけ、地域の生活課題を発見して民生委員や社会福祉協議会等につなぐ役割を担う福祉員、福祉協力員等、福祉活動に参画する人材養成の支援（再掲）
 - 災害時に被災地に設置される災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする人材の養成及び運営に当たっての実践的研修の実施（再掲）
- 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組の推進
 - 民生委員・児童委員の活動に対する県民への理解促進のための広報の実施（再掲）
 - 活動の担い手として期待される商工関係団体、退職・シニア世代等への周知
 - 新任委員の活動フォロー体制の整備（新任研修、ステップアップ研修、中堅研修等の実施）

第 6 章 秋田県地域福祉支援計画（第 3 期）の目標指標（2 福祉人材の確保・育成・定着）

指標名	現状（令和 5（2023）年度末）	目標（令和 11（2029）年度末）
民生委員・児童委員の充足率	95.0%（令和 6 年 2 月）	100%

† 1－5 県による見守り協定締結例（新潟県）

新潟県では、県内の各地域で一人暮らしや認知症の高齢者が増加する中、地域、企業、行政が協力して高齢者等を支える地域づくりを推進するため、業務の中で高齢者等と接する機会のある新聞、配達、配食サービスなど様々な業種で、見守り活動に協力していただける企業・団体等を募集します。

1 見守り協定の内容

- 日常の業務の範囲において、利用者及び営業ルート上の住民に関して何らかの異変を察知した場合の当該市町村への連絡及び県への年次報告
- 県及び市町村が行う高齢者福祉及び高齢者の見守りに関する広報・啓発活動（2月と9月の新潟県高齢者見守り強化月間など）への協力
- 県及び市町村から要請により、連絡会議等への出席や高齢者福祉施策へ協力

2 関心のある企業、団体の方へ

- 協定締結の条件
 - おおむね県内全域を業務範囲としていること
 - 社会貢献活動の一環として行っていただくこと（県から補助金等の交付はありません。）
- 協定締結の時期

2月又は9月の新潟県高齢者見守り強化月間に合わせて協定締結式を行います。



地域の見守り 活動実施中

2月・9月は「新潟県高齢者見守り強化月間」

車両貼付用マグネットシート【15×40cm】



見守り協定ハンドブック【約14×9cm】

新潟県（高齢福祉保健課 在宅福祉班）ホームページより

地域・家庭福祉課 佐藤課長

非常に大きな、かつ深刻な難しいテーマだと思っております。担い手の確保といいますが、それが実際には非常に難しくなっているという中で、本当に資料の中にもあるとおり、「支える側」と「支えられる側」という今までの概念ではなく、みんなで支え合う、他人事でなく我が事のように考えるという、いわゆる地域共生社会を早期に作り上げていくことが求められています。

県としても、令和6年度から11年度までの6年度計画である第3期地域福祉支援計画において、地域共生社会の実現を目標に掲げて取り組んでおりますが、一口に地域共生社会と申しまして、私どもが所管している本当に様々な事業を効果的に実施していくことによって、実現に近づけていく、というのが実際のところかと考えています。

資料にある通り、国庫補助事業である重層的支援体制整備事業は11市町村が取り組んでおり、既存の縦割りの相談体制、それはそれで活かしつつも、この複雑化・複合化した課題を抱える住民一人も取りこぼさないという理念の下、どこかで相談を受け付ければ、それが必ずどこか必要な支援につながっていくという体制を目指しているというもので、各市町村社協が行政から委託を受けて非常に頑張っている、というのが実際かと思えます。

先ほど要望でもありました、民生委員の担い手の確保に関連して、定数の設定自体に検討の余地があるのではないかという点に先ほど回答させていただきましたが、やはり、定数を定めてそれを充足するためにどうするのかということに頭を悩ませるよりも、むしろいかにして民生委員の負担を軽減していくか、民生委員が担っていたことをみんなでやっていく体制をどうやって作っていくかという視点が非常に大切なんだろうな、と考えております。

複雑化・複合化した課題として、最近象徴的な言葉の一つにヤングケアラーの問題があり、定義付けとしては家族のお世話を本来担うべきでないお子さん等が担っている状態、と言われております。例えばヤングケアラーで言えば、家族のお世話をしていることによって自分の遊びや勉強の時間が削られているというのは絶対に避けなければいけない問題ですが、そもそもヤングケアラーという存在自体が認識されてきたのがつい最近ということもあり、県としては今、ヤングケアラーというのはこういうものなんだという普及啓発に力を入れているところです。

我々が開設しているLINE相談にヤングケアラーと思われる方が相談に来て、支援につながったという事例も少しずつ上がってきておりますので徐々にそういった効果は出てきているのかなと考えています。

そういった様々な取り組みを通じて、本当に地域共生社会の実現は大きなテーマですが、そこに向かって一つ一つの事業を着実に効果的に実施していきたいと考えているところです。

秋田県民生児童委員協議会 柏木会長

心強いお答えをいただき、安心しているところです。秋田県全体を見ながら私たちもお話をさせていただいていますが、地方部に行くと都市部とはまた違った考え方がありまして、やり方も全然違いますし、自治会の考え方それぞれ違います。



担い手不足の影響については、例えば学校に通っている子どもが多く住んでいる地域に、欠員によって民生委員がいないというところがあります。今、子ども家庭庁が、子どもを真ん中にしてみんなで考え、様々な取組を進めていこうとしていますが、自治会活動も低調になって子どもと関わる行事がなくなっていることも相まって、子どもの顔が見えてこないという状況が実際にあります。

今、学校長やその地域の自治会にお願いして、気になる子どもや家庭があれば、情報をつないでもらうことができないか相談に行こうと思っていますところ。ヤングケアラーの問題や、物価高騰の影響で生活が大変な家庭もあると思いますし、子どもたちが毎日同じ服や汚れものを着ているようだという情報のような、周囲がちょっと気になることを報せていただくことで課題に気が付いていくのですが、そのちょっと気になるという言葉が、聞こえなくなってきました。

地域の民生委員が困っていることとして、小学生の子どもたちは顔を合わせることができる一方で、中学生になるとスクールバスを利用する子どもなどが多くなることで顔を合わせる機会がほとんどなくなるという話題が出ました。

そこで、従来5月の民生委員週間に行ってきた、朝の中学校校門前で声掛けを通年の行事として定期的実施すれば、中学生の子どもと顔を合わせられるだろうということで、今進めているところです。

また、私は北秋田市在住で、担当するエリアで老人クラブがなくなってしまっていて5年以上になります。地域の高齢者の情報が入ってこなくなりました。実際に訪問して回ってみると、認知症の方が増えてきているんです。そこで、地域共生社会の実現のためにも、行政と自治会と協力し、認知症についてみんなで勉強し、理解していこう、ということをやろうとしています。

私が担当しているエリアでも約半分以上が高齢者夫婦2人の世帯になっていますし、ここ最近の災害で実感しているのですが、災害が起こったときに一緒に避難しようという普段からの意識づけがとても重要で、これも進めていこうと考えています。

認知症になっても、災害が起こっても、みんなで支え合える地域を実現するために、ただ「人がいないから、担い手がないから」ということではなくて、明日は我が身なんですよということをまず訴えながら、地域で共生していくためにどうしたらいいのかということ、住民に近い側から考える機運を上げていこうかな、と今取り組んでいるところです。

民生委員一人では、やはり限界があります。民生委員は、表面に見えるものではなく、地域の情報に耳を傾け、住民が抱える課題を把握し、パイプ役として解決に向けた専門機関につなげていく役割です。そして、住民から良かったと言ってもらうことが我々民生委員の仕事なんです。

でも、住民から良かったと言ってもらうことは特別なことではないんです。それが地域ぐるみでできるようになっていくと、本当にここで住んでよかったな、という地域になっていくと思います。どうか地域共生社会の実現に向けて、県としても関連施策を大きく進めていただければありがたいと思います。

秋田県地域福祉推進委員会 黒崎副委員長

私も地域でいろんな方々とお会いしているなかで、民生委員も悩んでいます。民生委員の負担軽減という点では、丁寧に家庭の中に入っていくような場合、民生委員の仕事の範囲というのがどこまでなのか、どこで線を引くか、というのが重要になると思います。住民から様々な悩みの相談や日常生活の支援の依頼などがあつた際、民生委員はどこまでやるべきか判断が難しい場合などには、やはり行政の方から明確に線引きをして欲しいと思っています。



また、民生委員の活動費について、燃料価格をはじめ、様々な面で物価が高騰しているなかで、活動にかかる費用を十分に賄えているのかという点では非常に疑問があります。市町村によって決められるところではありますが、金額にすると年間5万円から6万円ぐらいと聞いています。

地方部にいくと範囲が広くて交通の便が悪い場所も多くあります。車を使って何十軒も訪問するわけですから、自分の時間も割いて、燃料代もかけて、ということを考えると、特に昨今の経済状況からしても活動費の額が不十分なのではないかと思っています。

これらの点について県としてはどのようにお考えでしょうか。

地域・家庭福祉課 佐藤課長

御意見ありがとうございます。

まず民生委員の活動について一体どこまでが範囲かという線引きの問題ですけれども、先ほど申し上げたとおり、民生委員の数が定数に足りていないことをどうするかという問題もさることながら、民生委員の負担を減らしていくという視点も必要だと強く認識しています。

市町村民児協事務局担当者会議の中でも、民生委員の活動状況についての意見交換があつて、市町村の方でもいかにして負担を軽減していくかについて頭を悩ませながら、いろいろ工夫をしているというようなお話が出ていることも聞いています。

例えば連絡手段はSNSを使うといった意見は出ていましたが、そもそも活動内容自体を整理して線引きするという視点から担当者間で意見交換できる場があればいい、と今意見を伺いながら思いましたので、市町村の方と情報共有をしながら、解決策を探っていきたいと思います。

民生委員活動費は、地方交付税算定基礎単価により、1人当たり6万200円となっております。これはあくまでも県から市町村民児協に対する負担金の算定に当たって、1人当たり6万200円×定数で計算するというルールであり、これをもとに、各市町村ではこの通りの額だったり、市町村によっては加算をしたり、という形でそれぞれの委員にお支払いをしていると聞いています。

自治体で加算するにしても財政事情とも相談しながらということになりますが、県としては、国に対し、民生委員の処遇改善として財政支援の拡充を行うよう、全国知事会を通じて求めているところですので、今後も強く要望していきたいと考えています。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

今、民生委員活動に焦点が当たりましたが、民生委員だけではなくて、先ほど佐藤課長から民生委員の負担をいかにみんなで担っていくかというお話もあったように、県全体としてどのようなグランドデザインを描いていくかというところも協議のテーマとなっています。

そういう意味では、例えば資料に挙げている教育施設、企業、法人、学生など、どのような領域の人たちと活動を広げていくのか、あるいはそれをどういう方向性を持って、どのようにして地域共生社会をつくっていくのか、どういうところを巻き込んでいくのかといった点について、県としてはいかがでしょうか。

地域・家庭福祉課 佐藤課長

先ほど第3期地域福祉支援計画をご紹介いたしましたけれども、基本理念が「ともに支え合い、ともに創る地域共生社会の実現」ということで、全ての県民が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現という目標を掲げて取り組んでいます。この辺りの言葉としてはどうしても抽象的にならざるを得ない面がありますが、それを実現していくためには様々な施策を一つ一つ効果的に実施していく、というのが我々のスタンスになります。

ただ、地域共生社会というものがまだまだ県内では浸透していないというのが我々の認識ですので、去年は孤独・孤立対策事業の一環として、県民約100名にお集まりいただいて地域共生社会フォーラムを開催したところです。

みんなで支え合う社会というのはこういうものなんだよ、というのを、まず一人でも多くの方に知っていただくということがまず当面我々ができることのひとつと考えており、今年度も引き続き、県民一人でも多くの方に我々の目指す社会を知っていただきたいという取り組みを行ってまいります。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

その意味では資料にあるような新潟県の取組など、いろんな先進例なども参考にしながら、秋田県でも手段の一つとしてこういうことが考えられるのではないかとということなど、ぜひたくさん情報収集をしていただき、効果的な施策に結びつけていただければと思います。

協議－2

地域における社会資源としての社会福祉施設・事業所等の維持について

秋田県社会福祉法人経営者協議会

《協議テーマ》

これまで、社会福祉施設・事業所等は、福祉・介護・保育といったサービスの提供はもとより、地域における安定した雇用を創出し、災害支援や生活困窮対策、孤独・孤立対策などの公益的な取組によるセーフティネットの基盤としての役割を担ってきました。

それらの経営は法人の自己責任に委ねられている要素はあるものの、物価高騰や報酬の減額改定など、外部要因による影響も大きいなか、これらの社会資源を将来に向けて維持していくためには、例えば保健福祉圏域と医療圏との整合を図りながら、より福祉サービスを効果的かつ効率的に提供できる体制の構築について官民一体となって検討を行うなどの具体的な対応が必要と考えますが、県としての考えをお聞かせください。

《協議テーマの背景》

- 光熱費、燃料費、給食費、業務委託費、建築費等の高騰に加え、他産業における賃上げや、最低賃金の引き上げによる人件費の増大が社会福祉法人の経営を圧迫しており、将来の見通しが立てづらい状況が続いています。
- 独立行政法人福祉医療機構による 2023 年度分の経営分析参考指標によると、社会福祉法人の収支差率は 2.4%、赤字法人の割合は 30.9%（介護分野 40.0%、障害分野 31.7%、保育分野 23.1%）にのぼっており、秋田県においても、令和 7 年 3 月、経営難を理由に高齢者施設・介護事業所等を経営していた社会福祉法人が閉業しています。
- 施設・事業所の廃止により福祉サービスの提供が行われなくなれば、介護離職などによる他産業への影響が懸念されます。
- また、秋田県において、医療・福祉分野の就業者は全有業者の 15.6%を占めており、地域社会における安定した雇用の創出と経済活動にも寄与していることから、これらの方々が失業する場合の影響も大きいことが推測されます。
- 県においても、社会福祉施設や医療施設等に対する物価高騰対策のための支援金の支給などに取り組んでいただけていますが、報酬改定から次の改定までの間に状況が目まぐるしく変わり、根本的な経営課題の解決に迫っていません。

福祉政策課 石澤課長



初めに私の方から、社会福祉施設あるいは事業所を経営する社会福祉法人のあり方という観点からお答えいたします。

社会福祉施設・事業所は、高齢者や障害者などの支援が必要な方に福祉サービスを提供する重要な拠点であり、その経営を担う社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施するという責務の下で福祉サービスを担う中核的な実施主体として、多様化する福祉ニーズに積極的に対応していただくことが期待されます。

一方で、少子高齢化、人口減少など社会環境の変化、あるいは物価高騰などもあり、経営状況への影響、あるいは人材不足といった課題を生じてきており、とりわけ小規模な法人においては、厳しい経営環境にあると認識しております。

このため、法人同士が連携、協働することによって規模を拡大したり、あるいは効率化を図ることで、地域の福祉ニーズへの対応に取り組むことも非常に重要だと考えております。

県としましては、そういった法人が連携するための補助金を用意しており、この補助金を活用して例えば社会福祉連携推進法人の設立、あるいは法人間連携プラットフォームの設置に対する支援を行いながら、社会福祉法人の経営の効率化、人材確保の実現に向けて官民一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

長寿社会課 三浦課長



物価高騰、人件費の高騰が経営を圧迫している状況に対し、県で行っている対策についてご紹介させていただきたいと思います。

まず物価高騰対策として、2月補正で令和6年度末に執行していますが、4億3千万円ほどの予算計上をして補助金を交付しています。その後、6月補正で約8千万円追加し、市町村にも同額の負担をお願いしていますので、実際はこの倍の金額で支援することになります。

また、介護職員の賃上げを図るための支援として、2月補正では介護人材確保、職場環境改善事業として、9億1,800万円ほど予算計上し、これも今実行の手続きをしているところです。

本県では全国に比べて処遇改善加算の取得が進んでいますが、それでもIまで取っているところはまだ6割に満たないことから、取得の支援を行うための事業にも取り組んでいます。なかなか手が上がってこない状況で、皆様からもぜひPRしていただければ、と考えております。

それから、特に訪問介護の状況が厳しいと伺っておりますので、訪問介護のサービス供給体制支援事業として、例えば経験が浅い訪問介護員に対して別の訪問介護員が同行した場合の2人目の経費を支援するといった取組も行っております。

ただ、最終的には介護報酬が上がるのが一番大事だと思っており、国に対して地方の実情を伝える活動をしております。要望書を国に渡すだけでなく、この春も厚生労働省老健局長に実際に面会して、地域の実情を伝えています。

国でも地方の実情を知りたいということで、我々の話をメモを取りながら一生懸命聞いていただいております。次の報酬改定に向けては国でも様々な議論をしていると聞いています。

寒冷地のコストが介護報酬の考え方の中に入らないことから、そういったコストも加味するよう取り組んでいただけないでしょうかという話を北海道・東北知事会を通じて働きかけていきたいと考えているところです。

障害福祉課 甲谷課長

物価高騰対策や職員に対する処遇改善の補助金については、障害福祉分野についても同様の制度設計で支援を行っています。障害サービス等の報酬は介護保険サービスとは若干違う部分もありますが、地方においても事業を継続して運営していけるような形で報酬改定が行

われるように、併せて働きかけていきたいと考えています。

効果的かつ効率的なサービス提供体制のあり方について検討が必要ではないかとの御提案もいただいておりますが、障害福祉サービス等については、県では障害福祉計画・障害児福祉計画において、それぞれどのくらいサービスの需要があり、どれくらいのサービス提供が必要となるという計画値を出しています。



市町村の方でも、同様にそれぞれ計画値を出しています。こういった計画の策定や進捗状況の確認・検証に当たっては、障害者施策推進審議会から意見をいただけて行うことと定められております。

この他に、県では障がい者総合支援協議会を設置し、障害者団体の方、学識経験者の方などに参画いただき、その中で関連施策も含めて御意見を頂戴しながら進めていくこととなっています。

また、市町村ごとにも自立支援協議会等を組織し、各種の課題や解決策などについて協議しながら取組を進めていただいておりますが、一つの市町村だけではできない部分もありますので、県では3ブロックごとに連絡会を開催し、課題や現状などについて率直に意見交換をしながら、県の支援が必要な部分などについて協議していただいております。

そういった場面を活用しながら、今後も連携・情報共有しながら取り組んでいきたいと考えていますので、引き続き皆さんにお力添えをいただけるよう、よろしくお願いします。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

これから人口も、高齢者数も減っていく中で、やはりニーズ・需要の減少に対応していかなければいけないときに、新たなサービス提供体制の構築や、医療における医療圏のような、「保健福祉圏域」といった考え方も含めて検討することも必要ではないか、というようなことも提案しています。

先ほど連携プラットフォームの支援というようなお話があったんですが、ある社会福祉法人の経営が立ち行かなくなってきたというような場合、いよいよ経営に行き詰まってしまう前に、もう少し予測的に手前の方で県がアウトリーチ的に働きかけていくようなことは今後のデザインとしていかがでしょうか。

福祉政策課 石澤課長

県としては、法人の連携を促すための補助金をまず活用していただければと思います。先日秋田県社会福祉法人経営者協議会の会議の際に時間をいただき、補助金の御案内もしています。法人間で連携するためにはどうしたらいいかといったことについては御相談いただければ我々としてはすぐに飛んでいって、できるだけ一緒に考えていきたいと思っています。

それぞれの社会福祉法人において、10年後、20年後、地域の福祉サービスをどうやって維持していくか、将来はどうなっていくのかについて十分検討されているかと思いますが、いろいろとデータを踏まえて、現状と将来の認識をしっかりと持っていただきたいと考えています。

一義的には各法人の経営判断となるため、県の方から強く連携を求めるものではないです

が、様々な仕組みがあることや、将来を見据えた経営のあり方について各法人が検討していく必要があることについて御理解いただけるよう、意識啓発や支援にこれからも取り組んでいきたいと思っています。

長寿社会課 三浦課長

長寿社会課から少し補足いたします。我々としては、過疎をはじめとした条件不利なエリアでも介護サービスがきちんと提供されるようにという観点で、様々な事業に取り組んでいます。先ほど国の介護報酬に関する検討状況のお話を少しさせていただきましたが、この度、国では、連携推進法人自体が介護サービスを提供できるようにすれば、条件不利地での持続可能性が高まるのではないかというような方向の議論もしていますので、そういったところもキャッチアップしながら、皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

秋田県社会福祉協議会 常務理事 須田



人件費や物価の高騰対策の面では様々配慮いただいているということには本当に感謝しています。近年の経済状況を考えると、非常に助かっている法人もたくさんあるのではないかと思います。問題意識の共有という意味で発言させていただきたいのですが、今問題になっているのは、先ほど中村委員長のお話にあったような、利用者が減少していくというフェイズに入ってきた地域です。

社会福祉法人は、その地域の福祉サービスを一手に担っているところも多くありますので、社会福祉法人が立ち行かなくなるとその地域の福祉サービスが丸ごと影響を受けるわけですが、そうならないように各法人が経営努力していく過程においては、報酬単価が安いサービスからだんだん薄くなっていきますので、今、訪問介護事業の廃止の問題などが起きてきているのだと思います。

これは、保育も障害も介護も全部そうだと思います。そうすると地域の中で福祉サービスを利用しながら在宅での生活を継続していくのが難しい状況に陥っていくということですが、その一面において、行政の方から横やりを出していくというのもちょっと立場上違うということも理解できます。

一つのヒントとしては、各分野でニーズ量の算定をしながら計画を作っていく時に、ニーズが減少してきたような地域が出てきたら、その地域で懇談会を開くなどといった手法でそこに入っていったらどうかと思います。

社会福祉法人は粘り強く、いろんな手法で事業を継続していく工夫をして、できるだけ地域でサービス提供しようという努力をしていますので、経営が本当に立ち行かないという声をなかなか上げないと思いますが、地域と密着しているという点を念頭に置きながら、ニーズが減っていくところは「ちょっと地域のみんなで話し合いませんか」というような働きかけをしていただければありがたいと思います。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

施設サービスも訪問系サービスも同様ですが、福祉サービスというのはケアの質というの

がすごく大事なので、やはり経営のことも重要ではあるものの、そもそも論として、やはり地域住民のニーズに応じたＱＯＬを上げるようなサービスをきちんと展開していくということが私どもに求められていると思います。

そういうベースの部分で、法人側が自分たちのことも振り返る努力も絶対必要ではないか、と思いますし、そうでなければ、逆に生き残れないのではないかとも思っています。これからの秋田県の福祉のことを考えるとき、私は常に気になっているところでもありますので、私たちみんなで考えていきたいと思います。

協議－３

生活支援コーディネーターと連携した取組支援について

秋田県社会福祉協議会

《協議テーマ》

介護保険事業として市町村が実施する生活支援体制整備事業では、介護サービスの提供体制の構築や地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの配置と地域の関係者等による協議体の設置により、地域における介護予防の取組を実施しています。

この事業は、市町村が中心となって各地域にある既存の資源を活用し、高齢者を含む多世代の地域住民や地域包括支援センター等と緊密な連携のもとで事業を進めることとされていますが、市町村によってはその連携に課題が見られるとの声も多く聞かれます。

現場で生活支援コーディネーターが活動しやすい環境づくりと介護予防の一層の強化のためにも、県下の生活支援コーディネーター同士が連携して取り組めるような仕組みづくりや、市町村行政職員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の専門職と連携した体制整備に向けて、更なる県の支援も必要と考えますが、県としてのお考えをお聞かせください。

《協議テーマの背景》

- 高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、社会活動を続けながら、介護が必要となっても住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現のためには、地域住民の関心事項を引き出し、実際の活動とつなげていく生活支援コーディネーターや協議体の取組を活性化させることが重要です。
- 秋田県社会福祉協議会では、生活支援体制整備推進事業を県から受託し、生活支援コーディネーターに対する研修や視察・情報交換会を実施するとともに、内容の全県での共有、活動事例の発信などに取り組んでいます。
- しかしながら、全県的に生活支援コーディネーターの認知度が低いことに加えて、市町村によっては、生活支援コーディネーターと行政や地域包括支援センター等との

地域課題やその解決策について共有がなされないまま活動しているケースがあるなどの課題が、研修会や情報交換会の場で挙げられています。

- 高齢者が自立して生活できるための地域づくりについては、様々な知見や提案力が求められることから、生活支援コーディネーターのほか、行政担当者や地域包括支援センター職員等も含めた課題解決研修や情報交換等による人材育成が必要です。

長寿社会課 三浦課長

柏木会長からのお話にもあったとおり、地域において民生委員の役割が重要であるのと同様に、生活支援コーディネーターや、地域包括支援センターの果たすべき役割も非常に重要だと我々も考えています。

老人クラブの数が減少傾向にあることが資料にもありますが、大きな理由として「老人クラブ」というネーミングに抵抗感があるというお話もあると伺っている一方で、高齢者の状況も多様化していて、みんなで同じことをやるよりは、自分の好きなことをやりたいという方が増えていることもあるのではと思っています。

また、運転免許を返納して出かけることができなくなったり、外に出て交流する機会がなかなか持てなくなる方が増えていることに加えて、地域でも高齢化が進んで互助の力がだんだん弱まってくるといった状況の中、生活支援コーディネーターに期待される役割はますます重要になっていると認識しています。

我々も生活支援コーディネーターの声として、活動が知られていないことや、人事異動で新任となったコーディネーターが、前任者が今までどういう活動をしてきたかわからないなど、コーディネーター同士の連携が取れていなかったというお悩みも伺っていました。

そうした点を解消することによって、より活動の効果が上がって活動しやすくなっていく効果があると考えられることから、ご提案の内容については前向きに捉えており、今後、県の委託事業等の中で考えていきたいと思っています。

秋田県社会福祉協議会 常務理事 須田

本会としても、生活支援コーディネーターの研修事業を受託したことで、様々な課題が見えてきました。生活支援コーディネーターの身分が非常に不安定であるという点も課題だと思っています。

市町村行政の方でも、生活支援コーディネーターに具体的にどう動いてほしいというのが明確化できていないのかもしれないという課題もあります。非常に多くの生活支援コーディネーターの声として、具体的に何をすればいいという指示を明確に受けた記憶がないというものがあります。地域づくり活動などにも参加しているので、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとの区別がつかない、というようなお話も一部聞いています。

協議体の中で地域づくりに積極的、主体的に参画していくということは大事なことではありますが、各地域包括支援センターで介護予防事業の比重が非常に大きくなってきているというような現実の課題があるので、もっと生活支援コーディネーターが介護予防事業の方に力を入れることができるような体制をつくってはどうかと考えています。

他に实际的に市町村で介護予防を担っているのは保健師になるかと思いますが、日常的な

通いの場づくりは保健師だけでは難しいと思いますし、そういう面での活躍の場もあるのかなと思いますので、生活支援コーディネーターに十分力を尽くしていただけるような環境づくりと一緒に検討していただければありがたいです。

秋田県地域福祉推進委員会 中村委員長

私たちの委員会の中でも話題になりましたが、例えば介護支援専門員も生活支援コーディネーターの業務の詳細は分からないというような話も出ていました。やはり連携というのは、相手がどういうことをする人だということが分かっているなければできないので、そうした面での啓発も非常に大事なところではないかと思っています。前向きに検討いただけるとのことですので、ぜひ具体的に形にしていいただければと思います。